令和５年中の収入等の申告受付について

この申告は、令和６年度の町県民税等の算定資料となるとともに、所得証明書の基礎資料となる大切なものです。

令和６年１月１日にお住まいの市区町村での申告になります。１月２日以降に高鍋町に転入された方は、１月１日にお住まいだった市区町村へお問い合わせください。

■必要なもの■

・収入（令和５年１月から１２月の間に発生したもの。以下同じ。）が分かるもの（源泉徴収票、支払証明書、帳簿など）
・各種控除証明書（医療費の領収書は、人・病院ごとにまとめておいてください）
・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
・本人名義の口座番号（所得税の還付がある場合に必要）

■申告不要の方■

・収入が公的年金のみで９８万円以下の方（昭和３４年１月２日以後生まれの方）・・・①
・収入が公的年金のみで１４８万円以下の方（昭和３４年１月１日以前生まれの方）・・・②
・収入が年末調整されている給与のみの方で、年末調整の内容に変更がない方

■公的年金のみ（上記①・②以外）の方■

公的年金の収入が４００万円以下の方は申告の必要はありませんが、扶養、医療費などの控除がある場合、申告により所得税・住民税額が変わる場合があります。ご不明な方は、源泉徴収票をお持ちいただき、事前に町民税係までご相談ください（☎２６－２０１１）

■令和５年中に収入がなかった方■

令和５年中に収入がなかった方は、「収入がなかった」という申告が必要です。
ただし、高鍋町内にお住いの方から「税法上の扶養」にとられている方は、申告の必要はありません。
なお、高鍋町**外**にお住いの方から「税法上の扶養」にとられている方は、その情報は高鍋町には届きませんので、申告が必要です。

■**パソコン・スマートフォン**からも申告できます！■

インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンをお持ちの方は、**マイナンバーカード**を利用すれば、ご自宅から申告できます。
「スマートフォンで申告したいけどやり方が分からない」「自分１人で申告するのは不安」という方には、申告受付会場でパソコン・スマートフォンでの申告のサポートを行います。

パソコン・スマートフォンでの申告は
国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」から！

作成コーナー

詳しくは高鍋町役場 税務課 町民税係（☎２６－２０１１）まで

裏面あります☞（申告受付日程表）